

令和 8 年 6 月 2 3 日

かすみがうら市長 宮嶋 謙 様

かすみがうら市上下水道事業運営審議会
会長 須永 大介

下水道使用料の改定について（答申）〔案〕

令和 8 年 2 月 2 4 日付けで諮問のありました下水道使用料の改定について、当審議会では審議した結果を下記のとおり答申いたします。なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

記

1 使用料改定の必要性について

下水道事業は、令和元年に企業会計へ移行し独立採算制の原則が適用されることから使用料によって汚水処理に要する経費を賄わなければならない。

しかしながら、使用料収入のみでは経費を賄えないことから、収支不足分を一般会計補助金により補填し経営を維持しているのが現状となっている。

かすみがうら市の下水道料金は、合併後改定を行っておらず 2 0 m³当たりの県内の状況で見ると下から 2 番目の位置にいる。今後、人口減少に伴った使用料の減収及び下水道施設の老朽化に伴う修繕費・更新工事費の増加、物価高騰による維持管理費等の増加により、厳しい経営が続く見込みとなっている。

さらに、社会資本整備総合交付金における交付要件が付され令和 7 年度から適用されることになった。かすみがうら市の指標数値は、要件基準を満たせない年度があり一部国庫交付金の制限を受ける状況になっている。

以上のことから、国庫交付金の確保及び将来にわたり下水道事業の安定した経営を継続していくためには、早急な対応が必要とされ下水道使用料の改定は必要不可欠であると判断する。

2 使用料改定について

(1) 改定の目標

- ①汚水処理に要する経費をすべて使用料で賄うことが原則であることから、経費回収率が100%を上回るように使用料を見込む。
- ②一般会計からの基準外繰入金をゼロとする。
- ③大規模災害等の緊急時における資金として毎年度の年度末資金残高を4億円程度確保する。

以上の目標を実現するため、使用料改定による市民負担の増についても配慮しつつ、現実的で適切な料金のあり方について下記のとおり慎重に審議した。

(2) 使用料体系

①基本料金

使用水量の増減に関わらず賦課される基本料金は、安定して得られる収入のため固定的に発生する経費（維持管理費、減価償却費等）を安定的に賄うことが出来るメリットがある。現在、かすみがうら市の基本料金には、基本水量10m³が含まれており、国から基本水量制を廃止する方向性が示されているところであるが、今回の改定では、国庫交付金の確保等早急な対応が必要なことから、基本水量制の見直しは行わず現状の基本料金に対し改定率を乗じることが妥当であると判断した。

②従量料金

使用水量の増減に応じて賦課される従量料金は、受益者負担である使用料の趣旨に照らして合理的なものであるため継続すべきである。

現状の物価動向の変動による影響は、一般家庭及び企業も同様に受けていることから特定の使用者に負担が集中しないよう公平性を保つため、今回の改定では、現行使用料単価に対し一律に改定率を乗じることが妥当であると判断した。

(3) 使用料の算定期間

下水道使用料の算定期間は、3年から5年程度に設定することが適当であるとされている。公共料金としての安定性と収支予測の確実性などを勘案して、今回の算定期間は令和9年度から令和13年度までの5年間とする。

(4) 料金改定の考え方

改定について、経費回収率100%を目標とすることで検討した。

一つ目に、改定率を基本料金のみに乗じるか、基本料金と従量料金の両方に乗じるかの選択については、基本料金のみに乗じた場合、使用料が0 m³など小口需要者への負担が大きくなることを考慮し、基本料金と従量料金の両方に対して一律に改定率に乗じることが妥当であると判断した。

二つ目に、目標を達成するためには使用水量20 m³当たりの料金の場合、約1,000円の値上げが必要となり、使用者負担を考慮すると今回と5年後の2回に分けて段階的に改定を行うことが現実的であると判断した。

三つ目に、改定率については、使用料算定期間（令和9年度から令和13年度まで）の各年度における経費回収率を、国庫交付金の交付要件である80%以上とすることを前提に試算した結果、改定率20%の場合、経費回収率80%を下回る可能性もあることから、今回の改定率は安定した経営及び次回の改定への影響も考慮した結果一律30%（使用水量20 m³の場合690円の値上げ）とすることが妥当であると判断した。

さらに5年後の改定においては、その時点の現状を適切に反映させ経費回収率100%に向けて改定していくこととする。

(5) 改定時期

経費回収率が80%を下回る年度が発生している状況となっており、国庫交付金の制限を受ける状況にあることから早急な対応が求められているが、使用者への周知期間等を考慮すると令和9年4月1日に行うことが妥当であると判断した。

(6) 使用料改定案

下水道使用料改定案

(税抜き)

	水量 (m ³)	現行 (円)	改定案 (円)	差額 (円)
基本料金	10	1,100	1,430	330
従量料金	11~20	120	156	36
	21~30	130	169	39
	31~50	140	182	42
	51~100	150	195	45
	101~500	160	208	48
	501~1,000	170	221	51
	1,001~	180	234	54

※参考：使用水量別の料金表

(税抜き)

水量 (m ³)	現行 (円)	改定案 (円)	差額 (円)	改定率
10	1,100	1,430	330	30%
20	2,300	2,990	690	30%
30	3,600	4,680	1,080	30%
50	6,400	8,320	1,920	30%
100	13,900	18,070	4,170	30%
500	77,900	101,270	23,370	30%
1000	162,900	211,770	48,870	30%

3 附帯意見

(1) 下水道事業のあり方

下水道使用料の改定は使用者の負担増を伴うものであることから、使用料の改定のみに依存するのではなく、引続き施設・設備の統廃合や維持管理費の削減、管路の計画的な更新等の経営の効率化に努めると共に加入率の向上に向けた促進活動を行うこと。

(2) 使用料等の定期的な見直し

今回の改定は、使用料金が減少傾向にあることや、独立採算の原則に基づく一般会計補助金の軽減と経費回収率100%を目標とすることを考えると、やむを得ないものと判断する。

今後については、目標を維持するために5年程度を目安として定期的な改定の検討及び準備を行うこと。

また、国が示している基本水量制の廃止や、将来必要となる施設の更新費用の財源としての資産維持費の積立も考慮して改定を行うこと。

(3) 使用者への周知

下水道使用料改定は、消費税改定を除き市町村合併後において初めてである。下水道は市民生活や企業運営に欠かすことのできないものであることから、使用料改定について使用者との相互理解を図ることが重要である。使用者に改定の趣旨や内容について理解が得られるように丁寧な説明と周知に努めること。